

# 国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生後の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を福井県大飯オフサイトセンター及び各府県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

## ＜具体的な移動及び輸送支援のスキーム＞

原子力規制委員会・内閣府  
原子力事故合同対策本部

国の職員  
必要な資機材

必要に応じ輸送支援を依頼

緊急輸送関係省庁  
(警察庁、消防庁、国土交通省、  
海上保安庁、防衛省)

輸送支援

オフサイト  
センター等



# オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

➤ **福井県**大飯オフサイトセンターは、耐震構造、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての構造になっている。

## 【放射線防護対策】

・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、放射性物質除去フィルター・換気設備・除染設備を整備済み。

## 【電源対策】

- ・福井県内の4箇所のオフサイトセンターにおいて、無停電電源装置、自家用発電機を設置（7日間分の電源を確保）。  
自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より関西電力が用意する発電車で継続して電源を確保。
- ・加えて、福井県は、福井県石油業協同組合と協定を締結しており、オフサイトセンターなど災害対策上重要な公的施設等に優先給油される仕組みを構築し、給油確保方策も確立。



福井県大飯オフサイトセンター  
(おおい町)

〔無停電電源装置、自家用発電機  
燃料タンク(7日間分)〕  
(発電所からの距離約 7km)



仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

### 大飯発電所の代替オフサイトセンター

- 福井県生活学習館  
(発電所から約76km) \*1\*2
  - 福井県敦賀オフサイトセンター\*3  
(発電所から約35km) \*1
  - 福井県美浜オフサイトセンター\*3  
(発電所から約31km) \*1
- \*1 距離は、いずれも「直線距離」  
\*2 非常用発電機を整備(3日間稼働)  
\*3 いずれも、福井県大飯オフサイトセンターと同等の放射線防護対策及び電源対策の整備を完了

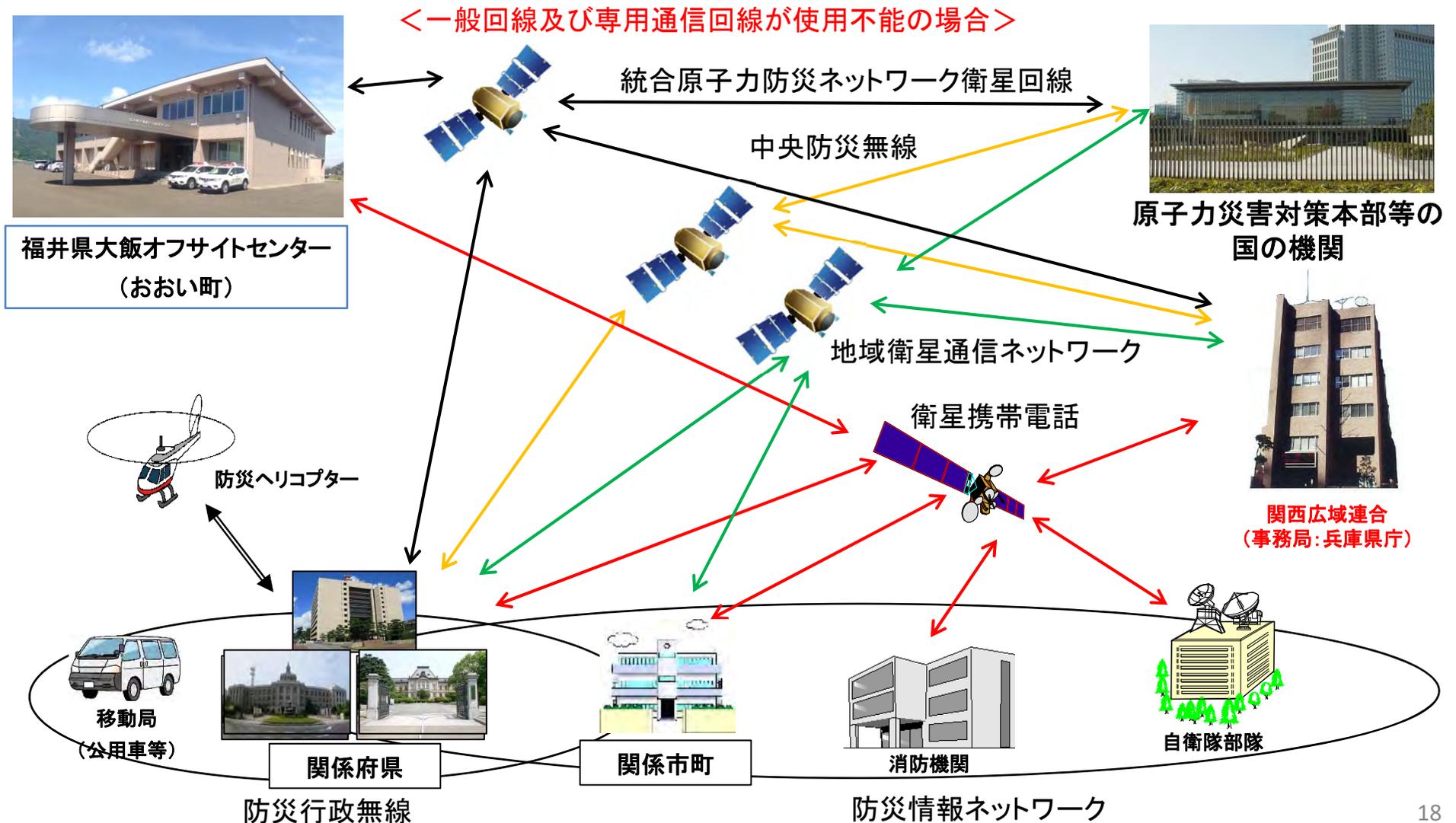
福井県高浜オフサイトセンター  
(発電所から約10km)

大飯発電所

出典：国土地理院ホームページ(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)  
「白地図」国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.808904/136.148071>)をもとに内閣府(原子力防災)作成

# 連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



- 福井県、京都府及び滋賀県からの要請を受け、避難先自治体との受入調整や輸送手段の確保等を迅速かつ的確に実施するため、関係機関と必要な情報について円滑に共有できるよう関西広域連合(事務局:兵庫県庁)にもTV会議システムを配備。

## <情報共有のイメージ>

関西広域連合  
(事務局:兵庫県庁)



- ◆ 避難先の確保
- ◆ 輸送手段の確保

### TV会議システム

- 知事同士の会議による避難の受入要請
- 避難者数等の情報共有
- 住民避難オペレーションの検討



福井県庁  
京都府庁  
滋賀県庁

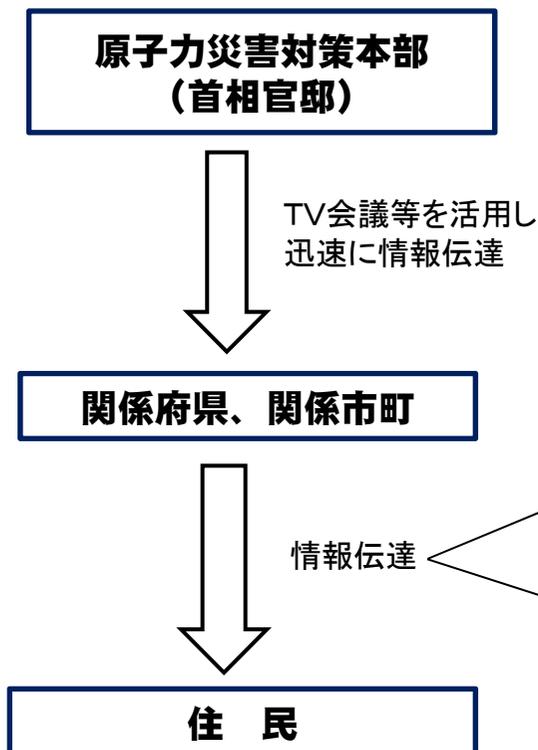


- ◆ 受入れ調整の要請
- ◆ 避難者数等の情報の提供
- ◆ 輸送手段の調達の要請

# 住民への情報伝達体制

- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- **関係府県及び関係市町**は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車、ホームページ等を活用し、住民へ情報を伝達。

## <関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段>



<p>防災行政無線(屋外拡声子局)</p>	<p>防災行政無線(市町からの発信)</p>	<p>ホームページ等</p>
		<p>福井県 危機対策・防災情報ポータルサイト 福井県庁 危機対策・防災課 福井県庁 危機対策・防災課 おおい町 防災ポータルサイト 小浜市 災害情報</p> <p>京都府 きょうと危機管理WEB</p> <p>滋賀県 滋賀県防災ポータル うおーたん(滋賀県公式) 滋賀県 滋賀県</p> <p>等</p>
<p>音声告知放送(戸別受信機)</p>	<p>緊急速報メールサービス</p>	<p>広報車</p>
		

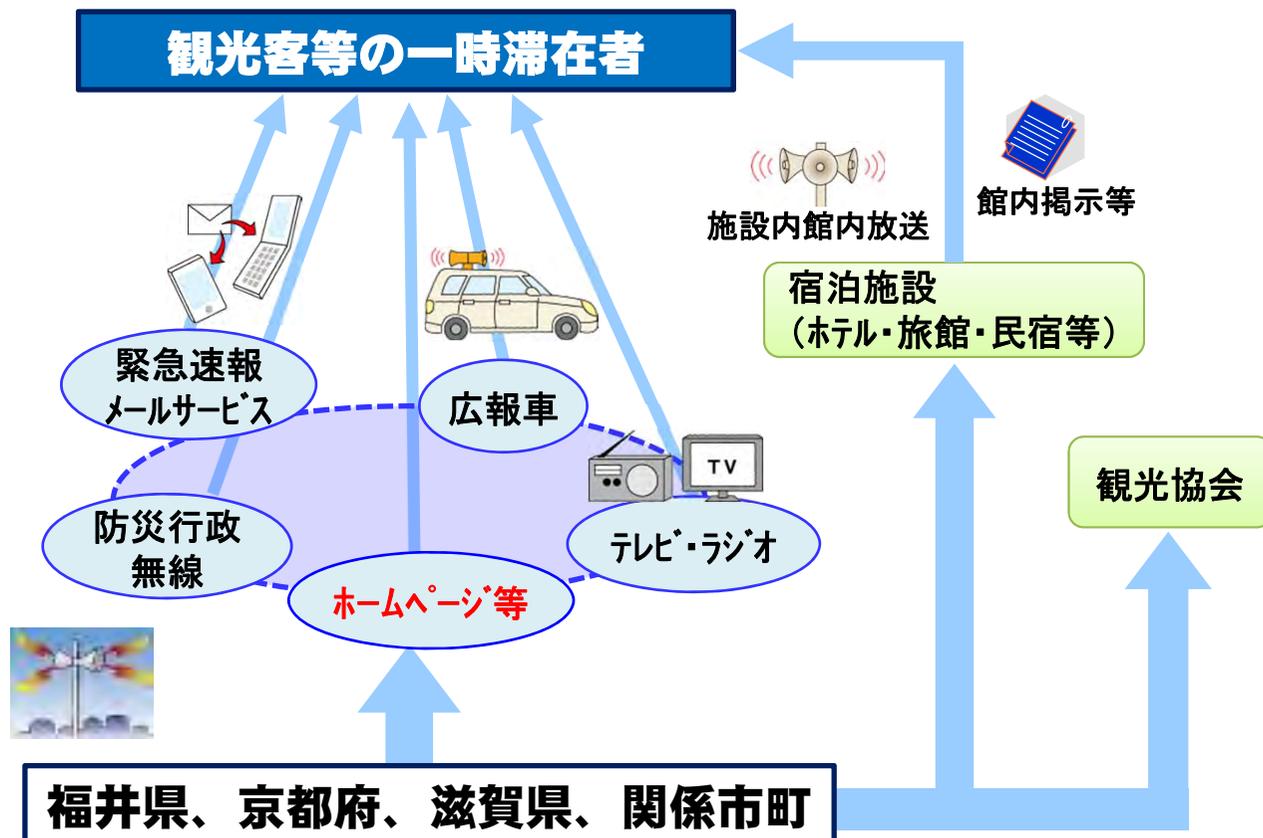
# 観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で、帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、関係府県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等一時滞在者に伝達(20頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、**屋内退避**、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

## 【緊急速報メールサービス(イメージ)】

### 受信メール

20〇〇/〇〇/〇〇 午前〇〇:〇〇  
緊急情報  
(〇〇市・町)からのお知らせです。  
先ほどの地震による影響について、大飯発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、**速やかに自宅や宿泊先に戻ってください**。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。**府県や市町**からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

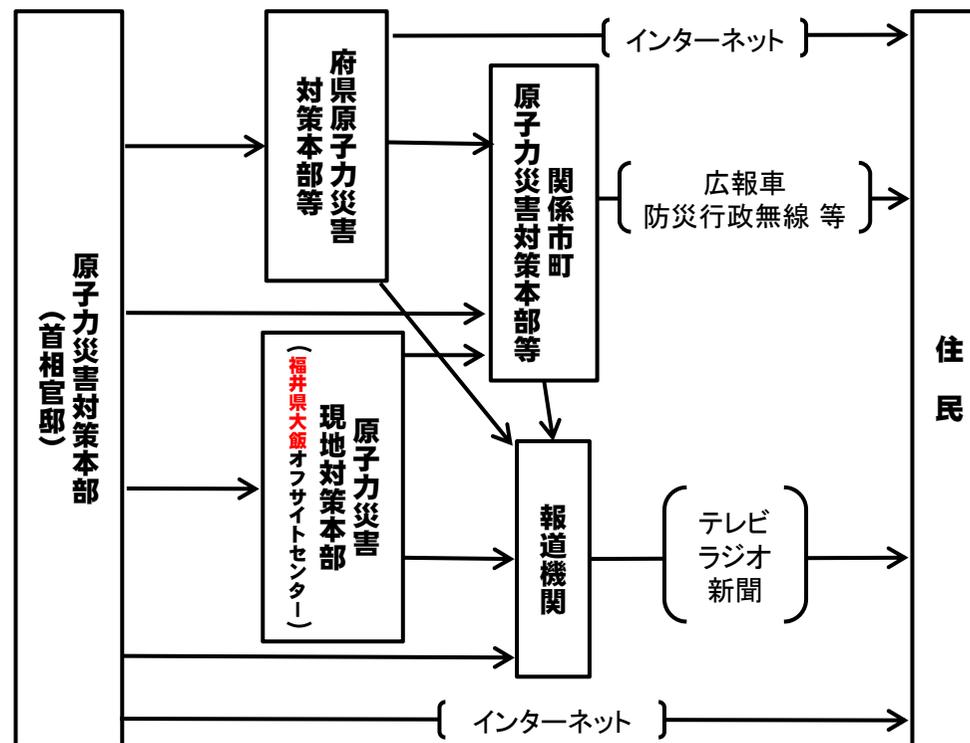


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見は福井県大飯オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

## 【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

## 【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

# 国、関係府県及び関係市町による住民相談窓口の設置

## 国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- **福井県大飯**<sup>おおい</sup>オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

## 関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

## 原子力事業者（関西電力）における対応

- 原子力事業者（関西電力）は、原子力災害発生時、直ちに本店内に相談窓口を設置し、住民からの問合せに対応。また、損害賠償請求への対応として、申出窓口を設置し、各種損害賠償の受付や請求者との協議等、適切に対応。

## 住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要    | ⑤住民等がとるべき行動         |
| ②事故の状況と今後の予測    | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域     |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置     |
| ④行政機関の対応状況      | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |

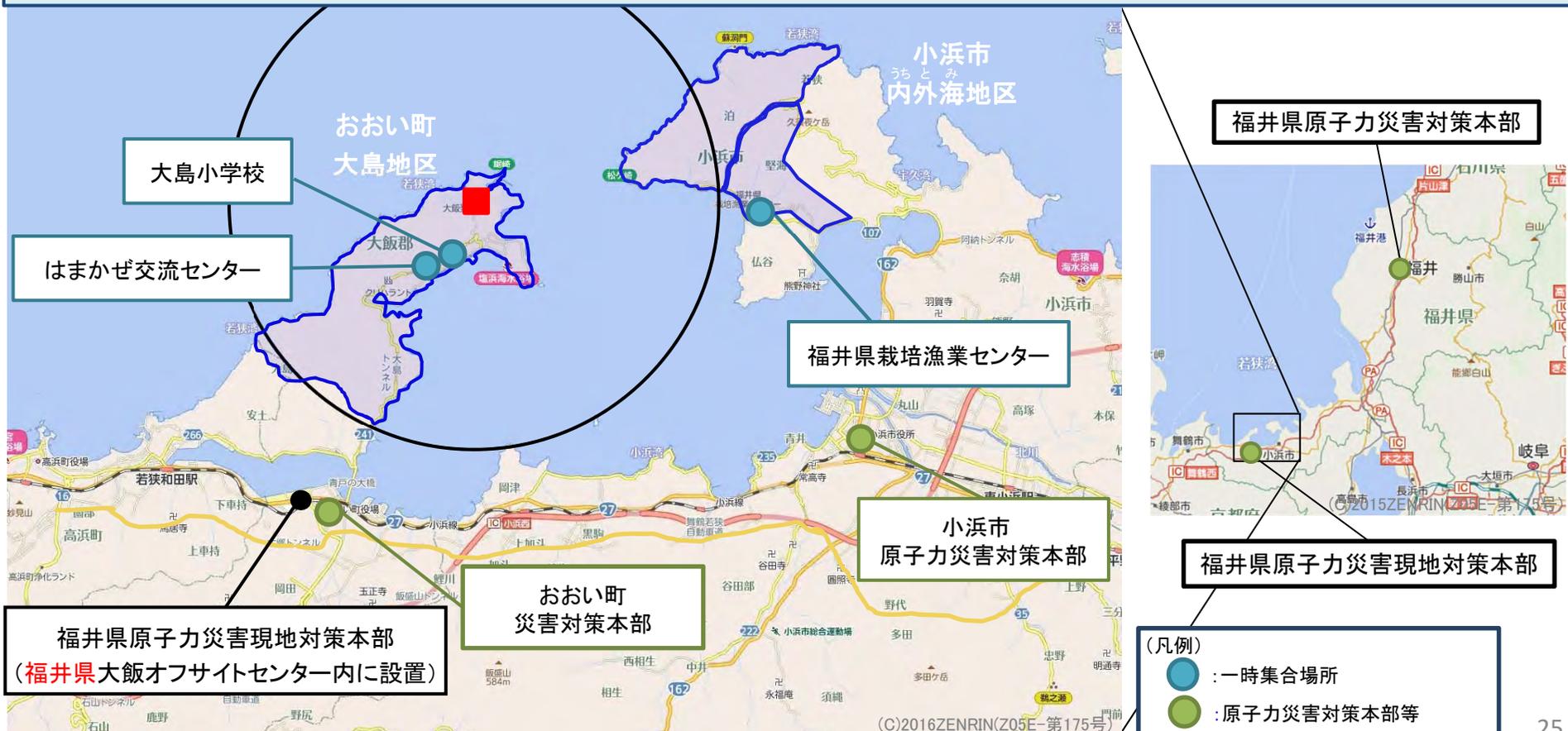
## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

1. PAZ内の小学校、こども園の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施するが、保護者への引き渡しができなかった児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集合場所及び避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

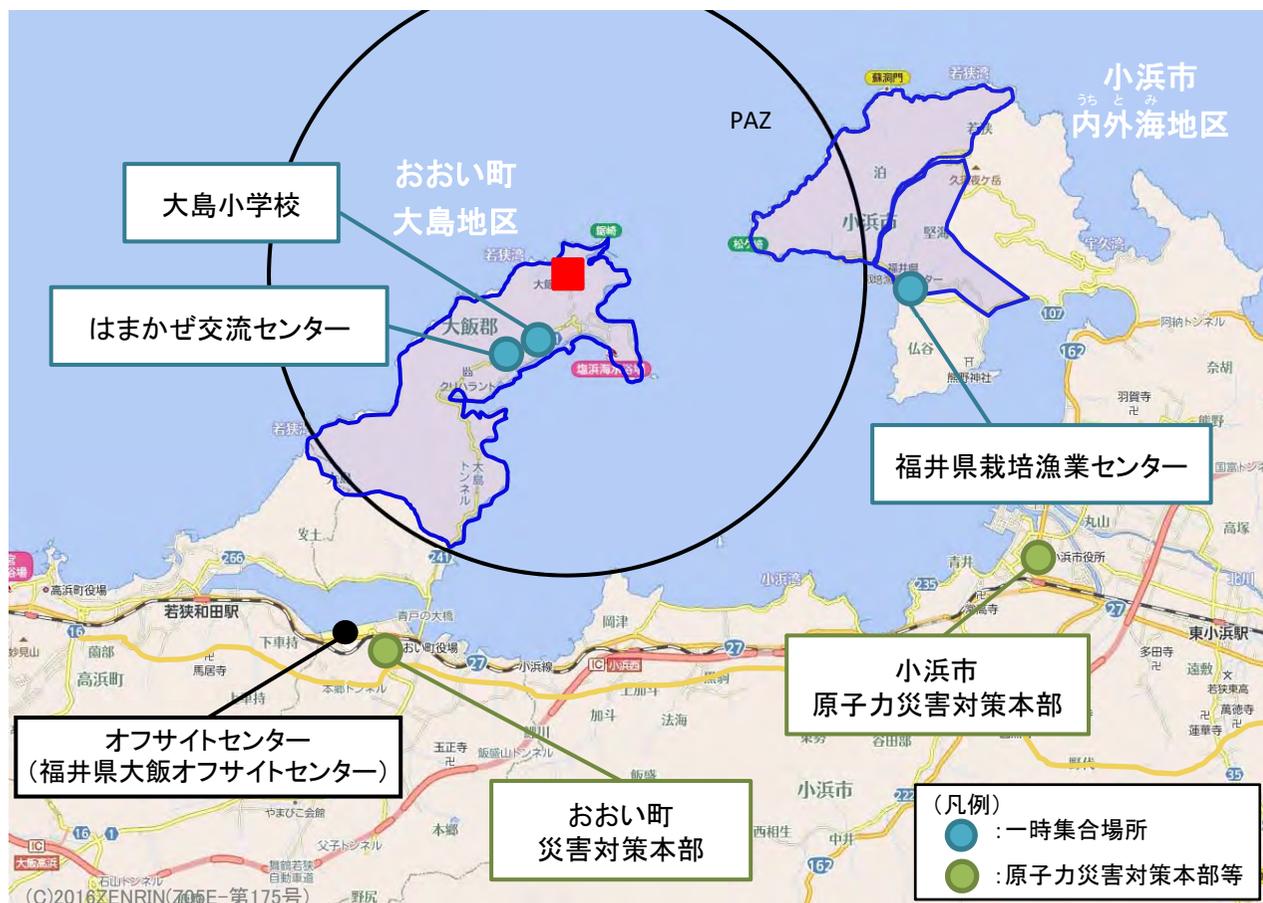
# 福井県、<sup>ちよう</sup>おおい町・<sup>お</sup>おおい町・<sup>お</sup>おおい町・<sup>し</sup>小浜市における初動対応

- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に原子力災害警戒本部、**福井県**大飯オフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部を設置。原子力災害警戒本部に67名、原子力災害現地警戒本部に**24名**が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で福井県庁に原子力災害対策本部を設置。
- おおい町及び小浜市は、警戒事態が発生した段階で町役場、市役所に災害警戒本部等を設置し、市町の全職員を参集。また、**福井県**大飯オフサイトセンターに警戒連絡室を設置。施設敷地緊急事態で町役場、市役所に災害対策本部を設置。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、福井県、おおい町及び小浜市は、避難用車両等の手配を開始するとともに、PAZ内の住民が避難のため集合する一時集合場所を3ヶ所（おおい町2ヶ所、小浜市1ヶ所）開設し、おおい町は各施設に職員**5名**、小浜市は施設に職員2名を派遣。また、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。
- 警戒事態において、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備要請があった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



# おおい町及び小浜市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる地区内の一時集合場所を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合場所へ派遣された市町の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等により、おおい町及び小浜市災害対策本部と情報を共有。各市町災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線(屋外拡声子局・戸別受信機)、緊急速報メールサービス及び広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、一時集合場所に派遣されたおおい町及び小浜市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 小学校、こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は各市町災害対策本部等から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線やケーブルテレビ放送、緊急速報メールサービス等を活用し住民へ情報を伝達
- 戸別に受信可能な防災行政無線や音声告知放送を市内全戸に設置
- 小学校・こども園、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、各市町原子力災害対策本部が実施

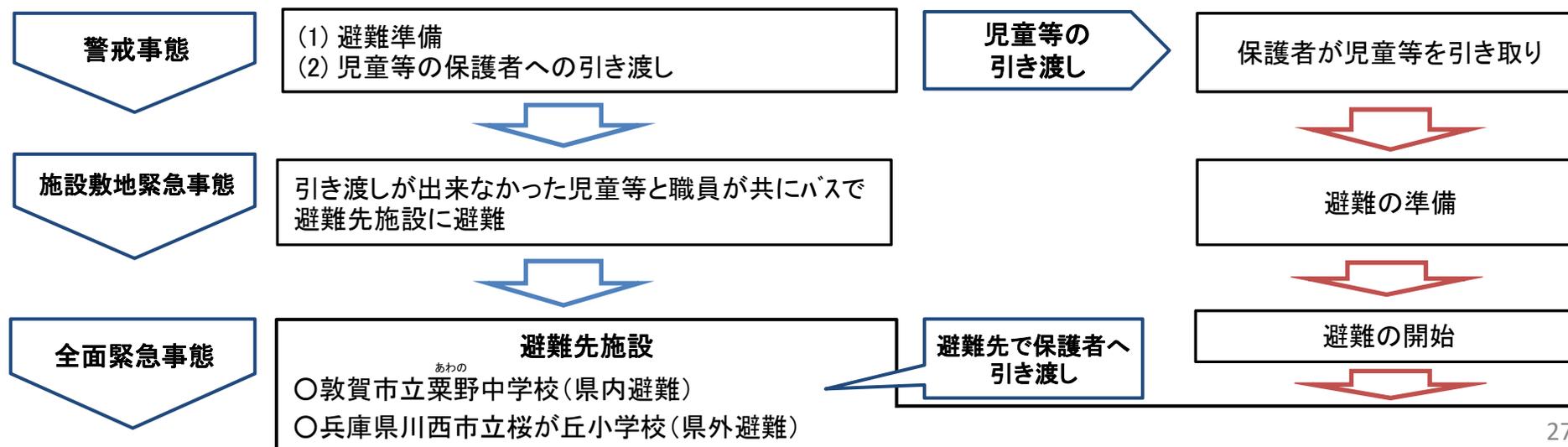
- おおい町及び小浜市災害対策本部・一時集合施設(一時集合場所)間の情報共有は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等で実施

# PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

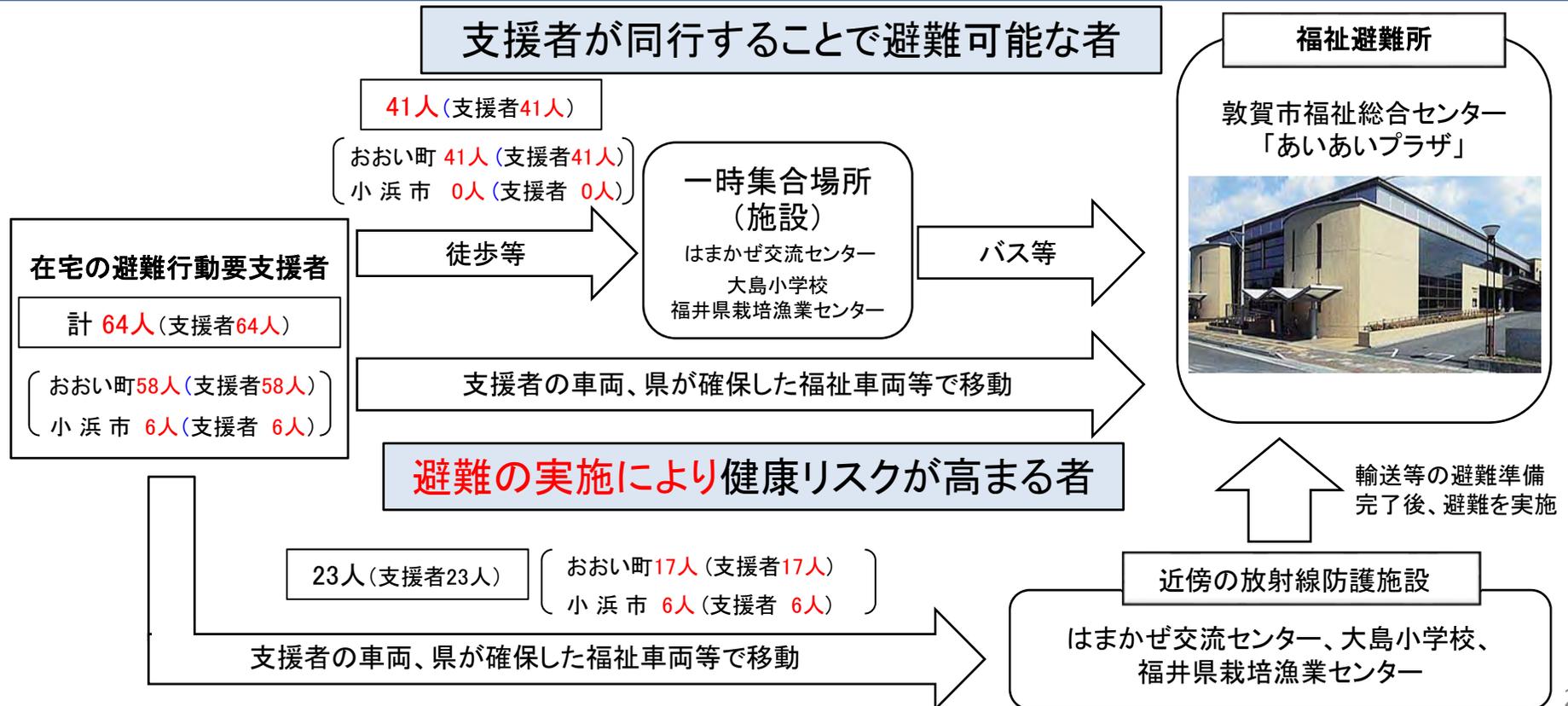
- PAZ内の大島小学校の児童(55人)及び大島認定こども園の幼児(53人)は、警戒事態になった時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引き渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又はおおい町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・こども園において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
大島小学校	55	14	69
大島認定こども園	53	19	72
合計	108	33	141

※児童等の人数については、平成31年4月1日現在。

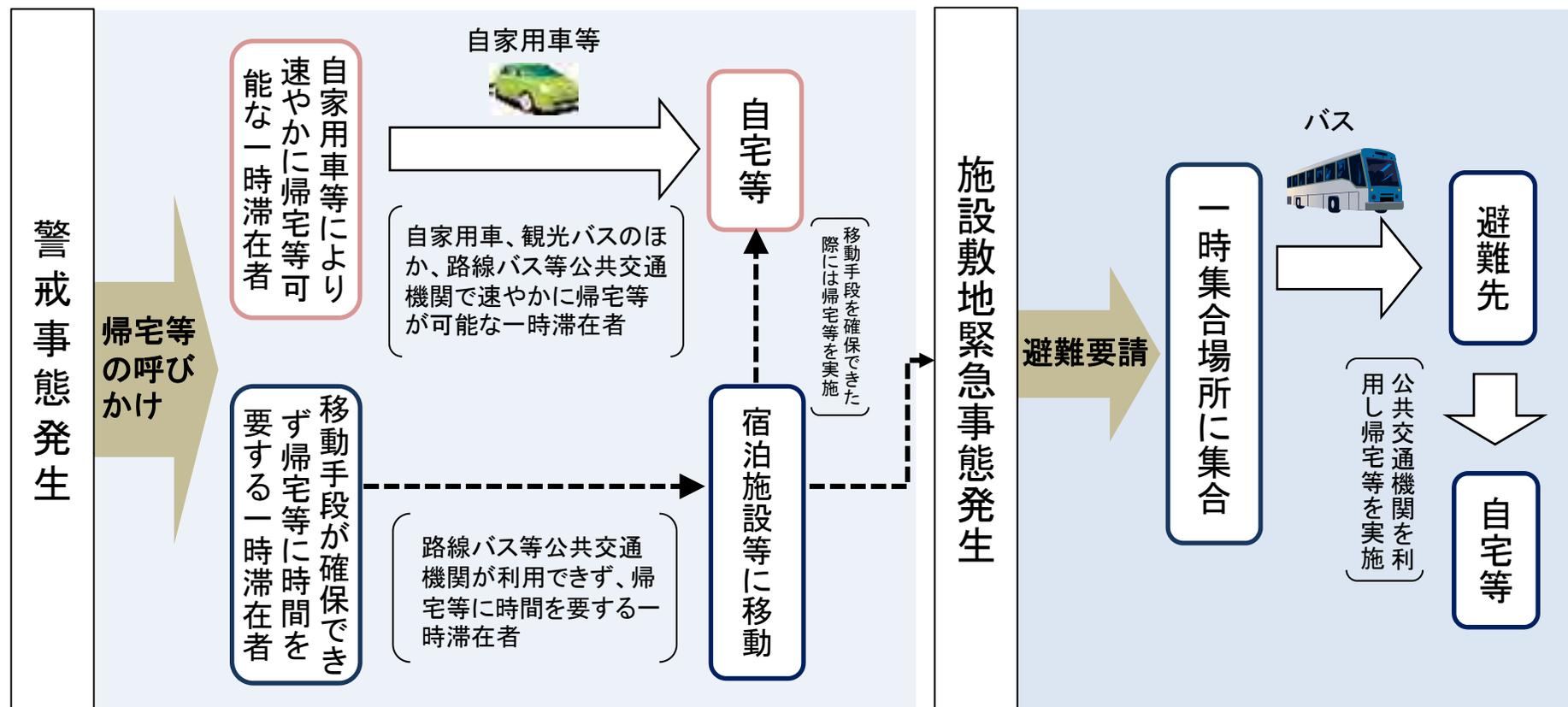


- おおい町及び小浜市では、在宅の避難行動要支援者**64人**全ての者について、あらかじめ避難先を決めてあり、要支援者台帳を整理の上、家族、近隣住民等の協力を得て、避難時の支援者がいることを確認。緊急時に万が一、支援者が対応することができないような場合には、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- **避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は県が確保した福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。**
- **なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。**



- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や関係市町が確保した車両により避難を実施。

## <観光客等一時滞在者の避難の流れ>



# PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

➤ PAZ内の観光施設における日間入場見込み人数は約1,200人程度、民間企業(従業員30人以上)は存在しない※。

※大飯発電所関連企業を除く

## ＜PAZ内の観光施設の状況＞

地区名		施設	入場見込人数(人)	※1
おおい町 <small>ちよう</small>	大島地区	あかぐりざき 赤礁崎オートキャンプ場	882	
		あかぐり苑地	209	
		あかぐり海釣公園	120	※2
			計 1,211人	
小浜市 <small>おばまし</small>	うちとみ とまり かつみ 内外海地区(泊、堅海)	—	—	※3
			0人	

[合計] 約1,200人 ※4

※1 入場ピーク時(8月)の入場者数を基に算定

※2 おおい町商工観光振興課調べ

※3 小浜市商工観光課調べ

※4 入場者の9割以上が自家用車を利用

## ＜PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況＞

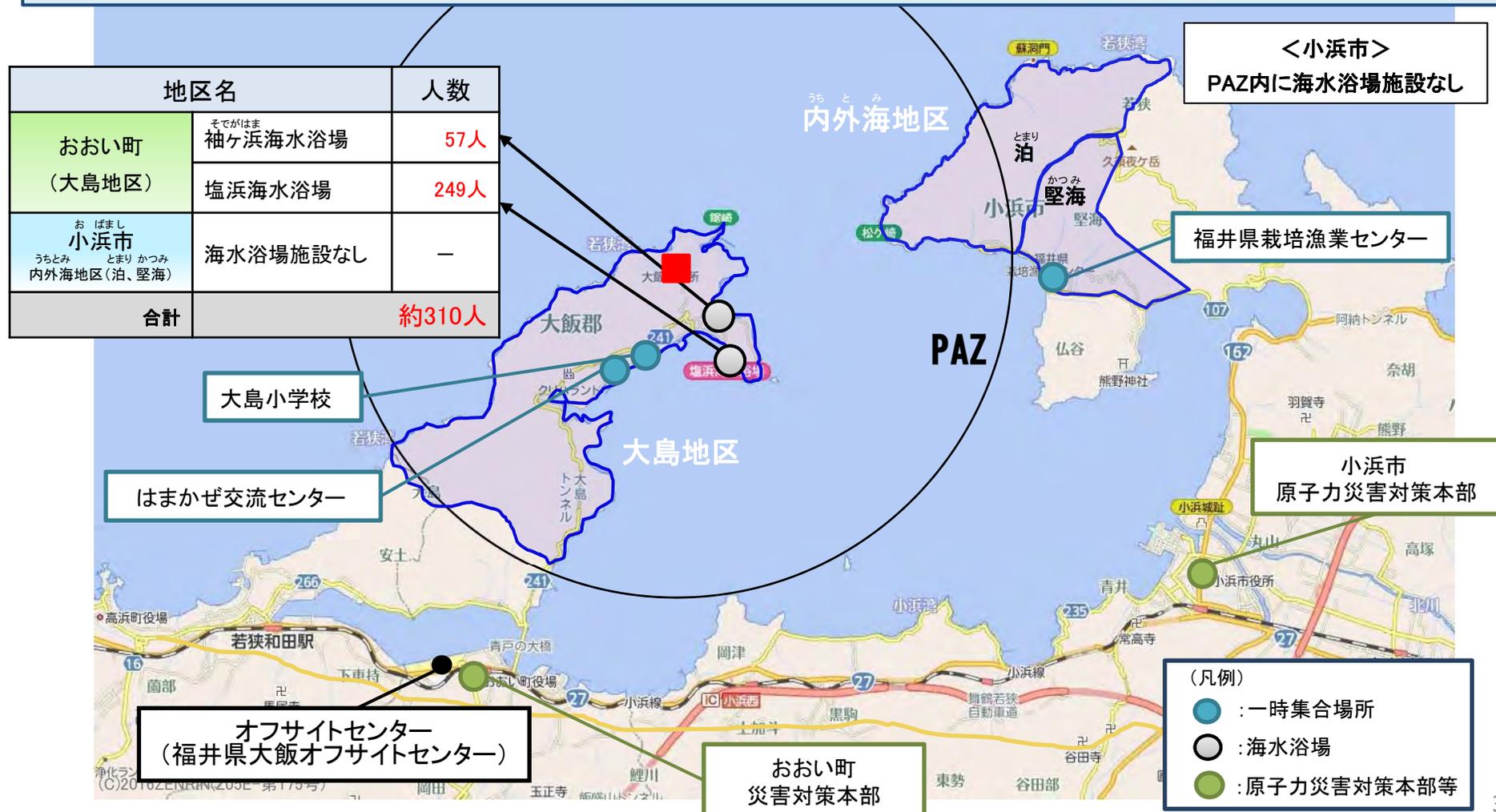
おおい町大島地区内及び小浜市内外海地区(泊・堅海)に、発電所関連以外で従業員30人以上の規模の事業所なし。

※ 30名未満の民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

※ 出典:平成28年経済センサス

# PAZ内の海水浴場及び入場者の数

- おおい町<sup>ちょう</sup>ではPAZ内に海水浴場が2ヶ所あり、平成30年度シーズンの1日あたりの最大入込客数は約310人。
- おおい町の海水浴客の交通手段は、対象となる海水浴場周辺の駐車場利用率によると全体の9割以上が自家用車利用で、貸切バス及び公共交通機関の利用は1割に満たない。(平成30年度観光客入込調査おおい町)



# おおい町<sup>ちょう</sup>において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ おおい町<sup>ちょう</sup>において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数**554人**(うち支援者数**58人**を含む)について、バス**14台**、福祉車両**11台**(ストレッチャー仕様**5台**、車椅子仕様**6台**)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	<b>141人</b> (児童等 <b>108人</b> +職員 <b>33人</b> )	<b>4台</b> (児童等 <b>108人</b> +職員 <b>33人</b> )	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P27】
医療機関・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	<b>82人</b> (要支援者 <b>41人</b> +支援者 <b>41人</b> )	<b>2台</b> (要支援者 <b>41人</b> +支援者 <b>41人</b> )	0台	0台	・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P28】
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送※4	<b>34人</b> (要支援者 <b>17人</b> +支援者 <b>17人</b> )	0台	<b>5台</b> (要支援者 <b>5人</b> +支援者 <b>5人</b> )	<b>6台</b> (要支援者 <b>12人</b> +支援者 <b>12人</b> )	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少【資料P28】
その他の施設敷地緊急事態要避難者(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	<b>146人</b>	<b>4台</b>	<b>0台</b>	<b>0台</b>	「乳幼児の保護者等」には、乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設から避難する一時滞在者	<b>120人</b> (1,200人×0.1)	<b>3台</b>	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの観光客数約1,200人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査おおい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P30】
海水浴場から避難する一時滞在者	<b>31人</b> (310人×0.1)	<b>1台</b>	0台	0台	バス1台当たり45人程度の乗車を想定1日あたりの海水浴客約310人のうち、9割以上が自家用車で訪問している(『平成30年度観光客入込調査おおい町』)ことを踏まえ、その1割を想定対象人数として算入。【資料P31】
<b>合計</b>	<b>554人</b>	<b>14台</b>	<b>5台</b>	<b>6台</b>	

※1 数字は現段階でおおい町が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、おおい町内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		14台	5台	6台	
(B) 確保車両台数		計14台	計5台	計6台	
確保先	・おおい町 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(おおい町)	—	2台	3台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー) 4台 福祉車両(車椅子) 14台
	バス会社(福井県嶺南地方)	7台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	7台	3台	3台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー・車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施

# 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

お ば ま し  
➤ 小浜市において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数**12人**(うち支援者数**6人**を含む)について、福祉車両3台(車椅子仕様3台)。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	該当施設なし				
病院・社会福祉施設の入所者の避難	該当施設なし				
在宅の避難行動要支援者の避難	該当者なし				
避難の実施により健康リスクが高まる在宅の避難行動要支援者及びその支援者を放射線防護施設に輸送※4	12人 (要支援者6人 +支援者6人)	0台	0台	3台 (要支援者6人 +支援者6人)	・放射線防護施設に輸送 ・支援者等の車両での避難によりその分必要台数は減少 【資料P28】
その他の施設敷地緊急事態要避難者(妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)を避難先施設に搬送	46人	2台	0台	0台	「乳幼児の保護者等」には、乳幼児がいる世帯人数を計上
観光施設等から避難する一時滞在者	該当者なし				
<b>合計</b>	<b>58人</b>	<b>2台</b>	<b>0台</b>	<b>3台</b>	

※1 数字は現段階で小浜市が把握している暫定値

※2 バスは1台当たり45人程度の乗車を想定

※3 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台当たり1人、福祉車両(車椅子仕様)は1台当たり2人の避難行動要支援者を搬送することを想定

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は、安全に避難できる準備が整うまで、放射線防護施設内に屋内退避。

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者の避難等のために、福井県嶺南地方のバス会社が保有する車両のほか、小浜市内の医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会や関西電力が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		2台	—	3台	
(B) 確保車両台数		2台	—	計3台	
確保先	・小浜市 ・医療機関、社会福祉施設、社会福祉協議会(小浜市)	—	—	2台	保有車両台数 バス 2台 福祉車両(ストレッチャー) 5台 福祉車両(車椅子) 36台
	バス会社(福井県嶺南地方)	1台	—	—	保有車両台数 バス 193台
	関西電力	1台	—	1台	保有車両台数 バス 9台 福祉車両(ストレッチャー、車椅子兼用) 21台 福祉車両(車椅子) 11台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じて支援を実施